

平成30年第1回定例会

中空知広域水道企業団議会定例会議事録

平成30年第1回中空知広域水道企業団議会定例会

平成30年2月28日（水） 滝川市役所10階議会議場

午後2時26分 開会
午後3時50分 閉会

○議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 報告第1号 例月現金出納検査報告について
- 日程第5 議案第1号 平成30年度中空知広域水道企業団水道事業予算
- 日程第6 一般質問

○出席議員 13名

1番 清水雅人君	2番 山本正信君	3番 田村勇君
4番 小野保之君	5番 柴田文男君	6番 飯澤明彦君
7番 北谷文夫君	8番 佐々木政幸君	9番 増井浩一君
10番 川野敏夫君	11番 本田加津子君	12番 森山務君
13番 大矢雅史君		

○欠席議員 0名

○説明員	企業長	前田康吉	副企業長	善岡雅文
	副企業長	村上隆興	副企業長	北良治
	参与	千田史朗	監査委員	宮崎英彰
	監査委員	中野浩二	企業局長	川本滋
	監査事務局長	加藤孝昭	営業課長	横山浩丈
	工務課長	児玉利数	滝川営業所長	尾崎敦
	砂川営業所長	岩崎賢一	歌志内営業所長	柴田一孔
	奈井江営業所長	大津一由	工務課副主幹	植村一義
	営業課副主幹	江末孝之	工務課副主幹	吉尾一彦
	工務課副主幹	種田佳宏	営業課主査	伊藤貴寛
	営業課主査	桜井国彦	営業課主査	高草木敦

○会議事務従事者	議会事務局長	金子和史
	事務局書記	伊藤雄樹

◎開会・会議宣言		開会時間午後2時26分
○議	長	<p>全員おそろいですので、始めさせていただきたいと思います。 ただいまより、平成30年第1回中空知広域水道企業団議会定例会を開会いたします。</p>
○議	長	<p>ただいまの出席議員数は13名であります。 よって、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。</p>
○議	長	<p>発言は、質問席で行い、討論は演壇で行うこととします。</p>
○議	長	<p>日程第1 「会議録 署名議員指名」を行います。 会議録署名議員は、議長において2番山本議員、12番森山議員を指名いたします。</p>
○議	長	<p>日程第2 「会期の決定」を議題といたします。 お諮りします。 今定例会の会期は、本日の1日間といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
○議	長	<p>異議なしと認めます。 よって、会期は1日間と決定いたしました。</p>
○議	長	<p>日程第3 「行政報告」を行います。 行政報告を求めます。</p> <p>(企業長挙手)</p>
○議	長	<p>企業長。</p>
○企 業	長	<p>本日、平成30年第1回中空知広域水道企業団議会定例会を招集させていただきました。 議員の皆さまにはご出席をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。 行政報告でございますが、詳細につきましては、お手元に資料として配布いたしております印刷物をお目通しいただきたいと思いますが、2点につきまして、口頭でご報告させていただきます。 初めに、水道水の供給状況でございます。 平成29年11月分から平成30年1月分までの3か月間の有収水量につきましては、11月が50万2,007立方メートル、12月が48万3,688立方メートル、1月が49万4,959立方メートル、3か月合計で148万654立方メートルとなり、平成28年度における同期間の有収水量と比較いたしますと、99.10パーセントとなっております。 2点目は、水道事業経営戦略の策定でございます。 昨年6月、100年間の資産把握と40年間の財政収支見通しに基づき、中空</p>

		<p>知広域水道企業団アセットマネジメントを作成し、議員の皆さまには、7月開催の議員研修会において内容の説明をさせていただきました。</p> <p>その説明の中でも触れさせていただきましたが、アセットマネジメントを基礎資料とした中長期的な経営の基本方針としての経営戦略を策定するため、企業団内部で検討を重ねてまいりましたが、この度、平成31年度から平成40年度までの計画として、「水道事業経営戦略」を策定しましたので、議員の皆さまにご報告させていただきます。</p> <p>なお、この経営戦略を財政的な裏付けとして、平成30年度においては、構成市町の住民の皆さまのご意見をいただきながら、本企业団の最上位の計画であります新水道事業ビジョンを策定していく予定をしております。</p> <p>口頭での報告につきましては、以上でございますが、本議会における報告及び議案等につきまして、後ほどご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます行政報告といたします。</p>
○議	長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ございますか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終結いたします。</p> <p>これをもちまして、行政報告を終わります。</p>
○議	長	<p>日程第4 報告第1号「例月現金出納検査報告について」を議題とします。</p>
○議	長	<p>「例月現金出納検査報告について」は、監査委員より別途配布の報告書のほか、特に説明がない旨の申出がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ございますか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これにて質疑を終結いたします。</p>
○議	長	<p>報告第1号は、報告済みといたします。</p>
○議	長	<p>日程第5 議案第1号「平成30年度中空知広域水道企業団水道事業予算」を議題といたします。</p>
○議	長	<p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>(企業長挙手)</p>
○議	長	<p>企業長。</p>

<p>○企 業 長</p>	<p>平成30年第1回中空知広域水道企業団議会定例会に当たり、新年度予算の大綱を申し上げ、企業団議員各位をはじめ構成団体住民各位の深いご理解とご協力を賜りたいと存じます。</p> <p>当企業団は平成18年度に奈井江町を加える形で3市1町の水道事業を統合し、用水供給事業から水道事業へ事業変更を図るとともに、平成20年度には料金統一を図ってきたところであります。</p> <p>これまで、「安全で安心な水を、安定して安価で提供する」ことを目的に、事業運営にあたってまいりましたが、給水人口は減少が続いており、浄水施設も平成2年の竣工から27年が経過し、老朽化が進んできていることと併せて配水管についても今後更新需要のピークを迎え、法定耐用年数である布設後40年を経過するものが増えてくることから、今後は、中長期的な視点に立った適切な資産の管理に努めながら、効果的・効率的な施設・設備等の更新を進めていかなければならないと考えているところであります。</p> <p>平成29年度におきましては、資産管理の手法であるアセットマネジメントを昨年6月に作成したところであります。これを足掛かりに、本年2月に策定しました水道事業経営戦略により、投資的・経常的費用に係る将来への財政負担等を先送りすることなく、経年化・老朽化資産の更新を計画的に実施していく予定です。</p> <p>また、道内においても近年大きな災害をもたらした台風や、想定を超える甚大な被害をもたらしてきた巨大地震の発生などの自然災害等のリスクを十分に踏まえ、地域の生活インフラ、社会インフラとしての責務を認識した上で対策を講じるとともに、安定して対応できるよう関連団体との連携強化を図りながら、更なる効率的な事業運営に努め、引き続き安全で安心な水を供給してまいります。</p> <p>それでは、はじめに、収益的収入及び支出について申し上げます。</p> <p>収入では、営業収益として、給水収益を14億6,980万円、受託工事収益を659万円、その他営業収益を8,046万円計上し、営業外収益として、受取利息及び雑収益を73万円、負担金を3,016万円、長期前受金戻入を1億1,592万円計上、収入総額17億366万円を見込んだところであります。</p> <p>支出は、営業費用を15億5,551万円、営業外費用を9,356万円、予備費を280万円計上、支出総額16億5,187万円を見込んでおり、収支差引としては5,179万円の利益となる見込みであります。なお、給水収益の現年度分の収納率については、99.3パーセントを目標に掲げ、引き続き収納率の向上に努めてまいります。</p> <p>次に資本的収入及び支出について申し上げます。</p> <p>収入では、企業債を2億5,000万円、出資金を6,268万円、補償金その他を1,824万円計上、収入総額3億3,092万円を見込んだところであり、支出は建設改良費を8億1,210万円、企業債償還金を3億5,141万円、予備費を200万円計上し、支出総額11億6,551万円を見込んでおり、資本的収入が資本的支出に対して不足する額8億3,459万円は、過年度分損益勘定留保資金等をもって補填することとしています。</p> <p>以上、本会計の予算の大綱について申し上げますが、安定した経営の確立、安全で安心した給水を行うため一層努力し、水道事業の使命達成に努める所存であります。</p> <p>予算の詳細については、担当より説明申し上げますので、慎重なご審議をいただきますようお願い申し上げます。</p>
---------------	---

<p>○議長</p>	<p>(川本企業局長挙手)</p> <p>局長。</p>
<p>○川本企業局長</p>	<p>それでは、予算書についてご説明申し上げます。</p> <p>1ページをお開きください。第1条は、総則でございます。第2条は、業務の予定量でございます。年間総配水量716万6,000立方メートル、1日平均配水量1万9,633立方メートル、給水戸数3万2,097戸を予定しております。</p> <p>主な建設改良事業は、配水管更新工事及び浄水場施設整備等の施設整備費といたしまして6億8,152万3,000円、水道メーターの新設及び交換に要する量水器費といたしまして1億2,148万3,000円を予定いたしております。</p> <p>第3条は、収益的収入及び支出でございます。</p> <p>収入では、第1款第1項営業収益から第3項特別利益までの合計で17億365万9,000円を見込み、支出では、第1款第1項営業費用から第4項の予備費までの合計で16億5,186万5,000円を予定したところでございます。</p> <p>第4条は、資本的収入及び支出でございます。</p> <p>2ページをお開きください。収入では、第1款第1項企業債から第4項分担金までの合計で3億3,092万2,000円を予定し、支出では、第1款第1項建設改良費から第3項予備費までの合計で11億6,551万1,000円を予定したところでございます。</p> <p>1ページにお戻り願います。資本的収入が資本的支出に対し、不足する額8億3,458万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,173万6,000円、過年度分損益勘定留保資金4億5,460万2,000円及び当年度分損益勘定留保資金3億2,825万1,000円で補填したいとするものでございます。</p> <p>再度2ページをお開きください。第5条企業債では、施設整備費の財源といたしまして2億5,000万円の借入れを限度額とするもののほか、起債の方法、利率、償還の方法について定めたものでございます。第6条は、一時借入金の限度額を2億円と定めたいとするもので、水道事業の運転資金不足時の借入資金でございます。第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用でございますが、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合及び営業費用と営業外費用の経費の流用について、流用することができることとするものでございます。第8条は、議会の議決を経なければそれ以外の経費と流用することのできない経費を職員給与費2億2,140万円、交際費10万円と定めたいとするものでございます。次に3ページに入りまして、第9条は、たな卸資産の購入限度額を7,228万7,000円と定めたいとするもので、水道メーター資材の購入費でございます。</p> <p>4ページをお開きください。予算実施計画でございますが、4ページは収益的収入及び支出、5ページは資本的収入及び支出でございます。詳細につきましては、予算明細書でご説明申し上げますのでお目通し願います。</p> <p>7ページをお開きください。平成30年度末日のキャッシュフロー計算書でございますのでお目通し願います。</p> <p>次に8ページから11ページまでは所定の様式によります給与費明細書でございますのでお目通し願います。なお、職員については平成29年度と同数の25人分で計上しております。</p>

続きまして12、13ページについては、平成30年度予定貸借対照表、14、15ページについては、平成29年度予定貸借対照表でありますのでお目通し願います。

17ページをお開きください。平成29年度予定損益計算書であります、当年度純利益6,137万2,000円を見込んでおります。

続きまして18ページをお開きください。

次に、予算明細書についてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の収入でございます。1款1項1目給水収益は14億6,980万1,000円、対前年比で0.5パーセントの減でございます。有収水量では3万立方メートルの減少を見込んでおります。2目受託工事収益は658万5,000円、1.4パーセントの増でございます。3目その他営業収益8,046万円、9パーセントの減でございます。下水道使用料分に係る構成市町からの事務費負担金の減によるものでございます。2項1目受取利息は4,000円、33.3パーセントの増でございます。定期預金による利息でございます。2目負担金は3,015万8,000円、9.7パーセントの減でございます。企業債の利息償還分の減に伴う構成市町からの負担金の減によるものでございます。なお、構成市町別については、27ページに参考資料を添付してございますのでお目通し願います。3目長期前受金戻入は1億1,592万2,000円、5パーセントの増でございます。長期前受金収益化額の増によるものでございます。4目雑収益は72万8,000円、18.3パーセントの減でございます。3項1目過年度損益修正益は、科目存置による計上でございます。

19ページからは支出でございます。1款1項1目議会及び監査費は52万円、24パーセントの減でございます。2目原水及び浄水費は3億3,677万6,000円、6.5パーセントの減でございます。浄水場施設の電気計装設備点検保守業務並びに耐震診断委託業務費の減によるものでございます。

20ページをお開きください。3目配水及び給水費は1億6,946万9,000円、27.6パーセントの増でございます。滝川・砂川・歌志内地区配水施設耐震化診断委託業務等による委託料の増によるものでございます。4目受託工事費は534万8,000円、22.4パーセントの減でございます。消火栓新設等に係る工事請負費等の減によるものでございます。

21ページに移りまして、5目業務費は1億4,746万8,000円、7.8パーセントの減でございます。料金システム更新及び検針業務見直し等による委託料の減によるものでございます。6目総係費は22ページにわたりますが、事務機器等の修繕費及び本年度を予定しております水道事業ビジョンに係る委員会開催に要する報償費等の増によるものでございます。7目減価償却費は7億5,494万円、4.7パーセントの減でございます。8目資産減耗費は6,543万5,000円、12.4パーセントの増でございます。資産の除却費の増によるものでございます。2項営業外費用の1目支払利息及び企業債取扱諸費は6,245万7,000円、17.2パーセントの減でございます。企業債の利息償還分の減によるものでございます。2目繰延勘定償却につきましては皆減でございます。平成21年度から平成24年度までに実施いたしました水道台帳図等作成に係る償却が平成29年度で終了したことによるものでございます。3目消費税及び地方消費税は3,090万円、14.7パーセントの減でございます。4目雑支出は20万円、前年度と同額でございます。3項1目過年度損益修正損は、科目存置による計上でございます。4項1目予備費は280万円、前年度と同額計

	<p>上でございます。</p> <p>23ページに移りまして、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。収入でございます。1款1項1目企業債2億5,000万円、前年度と同額計上でございます。2項1目出資金は6,268万4,000円、42.4パーセントの減でございます。企業債の元金償還分の減に伴うものでございます。構成市町別の内訳につきましては、27ページに一覧表を添付してございますのでお目通し願います。3項1目補償金は1,803万8,000円、30.6パーセントの減でございます。道路工事等に伴う補償対象事業の減によるものでございます。4項1目分担金は20万円、前年度と同額でございます。</p> <p>24ページをお開きください。支出でございます。1款1項1目施設整備費は6億8,152万3,000円、16.1パーセントの増でございます。施設設備等更新工事等の増に伴うものでございます。なお、整備内容につきましては、工事請負費の説明欄に記載しておりますのでお目通し願います。2目量水器費は1億2,148万3,000円、1.3パーセントの増でございます。水道メーターについては、計量法に基づき8年ごとに更新が義務付けられております。</p> <p>25ページに移りまして、3目固定資産取得費は909万円、61.5パーセントの減でございます。水質検査分析用機器等の購入並びに公用貨物自動車1台の更新を予定しているものでございます。2項1目企業債償還金は3億5,141万5,000円、34.3パーセントの減でございます。企業債の元金償還分の減によるものでございます。3項1目予備費は200万円、前年度と同額を計上しております。</p> <p>26ページには、財務諸表における会計処理の基準及び手続を明確化した注記表、27ページにつきましては、先ほどから申し上げております構成団体からの出資金、負担金の内訳をそれぞれ掲載しておりますのでお目通しを願います。</p> <p>以上で、議案第1号「平成30年度中空知広域水道企業団水道事業会計予算」の説明とさせていただきます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>○議 長 説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございますか。</p> <p>(清水議員挙手)</p> <p>○議 長 清水議員。</p> <p>○清 水 議 員 滝川の清水です。それでは大きく4点にわたりまして質疑を行います。 1点目は、収益的収支及び支出明細書18ページ、給水収益14億6,900万円のうち、まず1点目は業務用、家事用の金額及び比率について伺います。また、業務用、家事用合わせた全件数は1ページに給水戸数3万2,097戸と書かれておりますので、この数値だと思われませんが、業務用、家事用の戸数と比率を伺います。3点目は、1戸当たりの、あるいは業務用ということであれば1件ということになるかもしれませんが、1件当たりの金額について家事用、業務用それぞれの平均について伺います。 2点目ですが、家事用、業務用については、条例で1家事用とは、専ら家事の用に使用するものをいう。2業務用とは家事用、浴場用及び臨時用に使用するも</p>
--	--

の以外のものをいうと記されております。これから述べるものについては、どちらに該当させているのか。調定あるいは請求する場合にどのように振り分けているのかの観点でお伺いします。まず1つ目は、いわゆる保育ママ、自宅で他人の子を保育、もちろん有償で保育する、こういう業務をしている場合。2点目として保険代理店や不動産、行政書士業等、自宅を事務所として接客業務等を行う場合。3点目として各種教室、生け花、書道、音楽、カラオケなど自宅の一室を使用する業務。4点目は個人事業者、自宅を事務所としている建設業等、受発注や経理事務、営業などを行い、非常勤社員もいる場合もございます。5点目として非営利事業、例えば団地集会室、高齢者の居場所等の事業が各地で行われています。6点目として農家、こういったものについては、自宅で業務を当然行っているわけですが、これらは家事用なのか業務用なのか、どのように該当させているのかお伺いいたします。

3点目ですが、今挙げたような事例に対するマニュアルはあるのか、振り分けのマニュアルはあるのか。2点目として「専ら」が100パーセント家事用という解釈ですが、今挙げたような事例は全てが業務用になるのではないかと私は懸念をします。一方で公平性を確保しなければなりません。例えば自宅の一部を明らかに事務所と分かるようにしてある場合は別ですが、外見は自宅、しかし看板が掛かっている場合は業務用にする、掛かっていない場合は家事用にする。あるいはそこで自宅で行う業務について、利用してくださいという宣伝、保険に入ってくださいなど、宣伝をしているかどうかで判断しているのか、あるいは電話帳に、〇〇生け花教室など明らかに自宅で業務をやっていることが明らかな場合については業務用とする、というようなことでは私は不十分であると思います。どのように自宅の中での水の使い方を公平に把握して調定、請求をするのかをお伺いします。

大きな2点目です。料金改定に向けたスケジュールについては、22ページの報償費の中で取り入れられていると思いますが、経営戦略で2020年度の料金値上げ計画が示されました。どのようなスケジュールで進めるのか、審議会設置、諮問時期、議会への提案、また、2点目として利用者にはどの段階で計画を知らせるのか。また、3点目として審議会の構成について伺います。

大きな3点目ですが、検針については2か月化が新年度から実施されるのか。また、次年度以後とすると、どのような調整が今年度行われるのか伺います。

最後4点目ですが、資本的収支17ページの量水器ですが、検満量水器取替業務委託の指名選考は、水道施設工事の指名登録業者の中で行っています。前定例会の答弁で、実績要件については次のように答弁されました。災害時等における水道施設の応急復旧に協力していただいている業者、過去の実績等を加味すること。以上2点が挙げられました。そこで1点目として、災害時等における水道施設の応急復旧に協力していただいている業者という基準は、協力しない業者があつて初めて成り立つ基準です。また、協力の仕方をどう比較しているのかなど、そういうことについて疑問を感じます。どのように比較をしているのか。2点目として、過去の実績を加味するということは、過去に実績がゼロの業者は永久に指名登録されないということなのか伺います。以上です。

(横山営業課長挙手)

○議

長

営業課長。

○横山営業課長

それでは、私の方から大きな1点目、2点目、3点目について、順次答弁させていただきたいと思っております。まず1点目でございます。給水戸数3万2,097戸の用途別での家事用、業務用の金額、戸数の内訳と比率についてのご質問でございます。用途別金額では家事用で10億197万7,000円、68パーセント、業務用で4億6,011万円、31パーセント、給水戸数で申しますと家事用で2万9,738戸、93パーセント、業務用で2,338戸、7パーセント、最後、1戸、1件当たりの金額ということでございますが、家事用では年間で申し上げますが3万3,693円、業務用では同じく年間で19万6,796円でございます。続きまして、家事用、業務用の用途認定について具体的に例を挙げられてのご質問でございました。業務用については10割家事用で使用する場合、それから浴場用及び臨時用で使用する場合以外は業務用として認定しております。ただし、稀に併用住宅の個人事業主の方で、業務スペースに排水設備がなく、明らかに水を使わない業種ですとか、来客者が出入りしない形態の業種で、来客に飲料水を提供したり、清掃、トイレ等の使用がないことが明らかな場合は、家事用として認定している場合がございます。また、地域の自治活動に使用されている会館等についても、家事用として認定しているところでございます。具体的にご質問があった各項目の中で家事用になる、明らかにこの今の表現の中で明らかだということでは、5番でございますが、団地集会室、高齢者の居場所が該当になります。また、水を使わないことが明らかでありましたら、保育ママや各種教室なども該当してまいりますので、その部分は個別、具体的に聞き取りをしているところでございます。3点目でございます。マニュアルの関係等でございますが、まず、マニュアルについてでございます。マニュアルという形では特に定めてございません。しかしながら、用途区分の考え方については、職員間で十分意識を共通して持っておりまして、認定の際は不公平にならないように対応しているところでございます。また、用途区分の認定にあたっては、水道使用開始受付、用途変更の際、水道使用者等の用途届出により、また、使用実態が不明な場合は聞き取り確認を十分行い、必要であると認めるときは実際に調査を行って用途を決定しておりますのでご理解願いたいと思っております。

大きな2点目にまいります。経営戦略ということで、料金改定に向けたスケジュールというご質問をいただきました。平成30年度当初予算の中では、料金改定に向けた審議会の立ち上げに対する予算は計上してございません。30年度に向けては水道事業ビジョンの策定に向けた委員会の立ち上げを予定しております。必要な旅費、それから報償費につきまして予算計上しているところでございます。この水道事業ビジョンの委員会につきましては、新年度早々から委員の選出等の準備を行い、6月には諮問を行い、10月までの間に4回程度の開催を予定しております。なお、水道料金について直接的に議論を行う水道料金審議会、条例設置の審議会でございますが、これにつきましては、考え方は現段階では未定でございます。

大きな3点目でございます。検針の隔月化の関係でございます。新年度から実施されるのか、ということでございます。本年2月に水道事業の経営戦略を策定いたしました。その財政計画における支出の抑制策として検針業務の見直しを掲げた計画とさせていただいております。平成30年度予算に関わる部分では、現在毎月検針している全箇所のうち、利用中止中の箇所、これについて隔月検針を実施することとして予算に盛り込んでいるところでございます。なお、全検針箇所、全

<p>○議長</p>	<p>ての隔月検針ということについて、計画の中でございますけれども、経営戦略の中では平成32年度からの実施を想定してシミュレーションしているところでございます。しかしながら詳細な制度設計等については今後検討してまいります。以上でございます。</p> <p>(児玉工務課長挙手)</p> <p>工務課長。</p>
<p>○児玉工務課長</p>	<p>清水議員の量水器のご質問で、1点目のどのように比較するかという質問でございます。水道事業は住民の皆さまに24時間365日安全で安心な水道水の安定的な供給が必要な観点から、水道施設事故等が発生したとき、速やかに復旧作業に協力できる体制が整っている業者を指名させていただいております。次に2点目の過去の実績のない業者は指名登録できないのか、という質問ですが、これは2年に1度の入札参加資格者申請におきまして、水道施設工事登録要件を満たしていれば指名登録されます。以上でございます。</p> <p>(清水議員挙手)</p>
<p>○議長</p> <p>○清水議員</p>	<p>清水議員。</p> <p>1点目ですが、いくつか事例を挙げたものがどちらに該当するのかということですが、私はやはり業務用が高いので、できるだけ家事用にしたいというのは、誰もが考えるわけで、その場合、これについて2点お伺いしますが、例えば保育ママとか、あるいは保険代理店などの業務は看板も掲げてないというのがほとんどだと思います。この場合は自己申請されないものについては、水道企業団では知りようがないということがあると私は思います。やはり公平にということからいうと、自己申告されないものについては仕方ないと。仕方ないというか特別に調べる努力はしないということであれば、不公平の可能性があると思いますが、そういった業態については、どのような配慮をした特別な対策をしているのか。2点目ですが、高齢者の居場所については家事用だと、団地集会施設についても家事用だと、団地集会施設については生活している場所ですから、また、そういった自治会活動等もありますので、これは家事用で私は良いのかなと思います。高齢者の居場所についても生活の延長だということで私も良いと思います。これについて、あくまで私は公平性ということでお伺いしているのですが、非営利という中には、本当のボランティアということがあったり、実は私も共産党の政治活動を行っておりますが、確か5年か10年前に選挙事務所が業務用になりますと。それまでは家事用でした。業務用になって悪いとは言いませんが、どういう基準で政治活動が家事用から業務用になったのかということ、そのときに考えたのですが、そういうことでいうと、いろいろなものが今まで家事用だったが業務用になりますと。特に非営利についてはどういう基準なのか私は難しいと思います。しかし、100パーセント家事用でなければ業務用だと仕分けをしている以上ここは本当に公平な基準がなければ、料金を払う方としては当然不満が出るというように思いますのでお伺いいたします。</p> <p>次に大きく2点目ですが、速やかに復旧作業に協力ができる体制ということで</p>

<p>○議長</p>	<p>すが、これも何を速やかにということなのか。これについてお伺いします。社員がたくさんいれば、交代や夜出ていくこともできるということの意味しているのか。3人4人の会社は駄目なのか。ということになのか。あるいは別に速やかに対応できる何か具体的なものがあるのか伺います。実績については今の答弁であれば指名登録がされた時点で実績についてはクリアされるというご答弁だったかと思えます。私はそうあるべきだと思いますので、実績を加味することはあくまでも加味するということで、実績がなくても指名しないということではないというふうに理解していいのか伺います。</p> <p>(横山営業課長挙手)</p> <p>営業課長。</p>
<p>○横山営業課長</p>	<p>清水議員からの再質問にお答えしたいと思います。1点目は保育ママ、保険代理店等、自己申請されない場合は知りようがないのではないかとということで、特別な対策を行っているのかということでございました。この件につきましては、特別、例えば年に1回決めてローラー作戦のように回ったり、そういうような活動は特段行っておりません。当初の段階でしっかりと話を聞かせていただいて、その中で判断をさせていただいております。また、場合によっては検針の際にこれは違うのではないかとということで変わるという場合もケースの中にはございます。2点目でございます。高齢者、団地集会施設は、家事用ですと私が先ほど答弁させていただきましたけれども、非営利の中には本当のボランティアのほかにもあるのではないかと、そういうものは業務用に分類しているのではないかとということでございます。私どもやはりある程度一定の基準を設けなければなりません。そういう中で先ほども申し上げましたが、地域の自治活動、先ほど清水議員も挙げられましたけれども、自宅に住んでいるのと近くの集会場に行って普段過ごすといった生活の一環ということで、これについては家事用と考えておりますけれども、例を挙げさせていただきますと、選挙事務所ですとか、他のボランティア団体の事務室というようなことでありましても、それについても仕分けの中では、業務用ということで分類させていただいているところでございます。以上でございます。</p> <p>(児玉工務課長挙手)</p> <p>工務課長。</p>
<p>○児玉工務課長</p>	<p>清水議員のご質問にお答えいたします。緊急時に復旧体制が整わない会社がございます。水道事業におきましては緊急時に速やかに復旧することが一番重要なことになってまいります。そのようなことから過去の経過も踏まえまして、緊急対応ができる会社を指名させていただいております。次に指名の要件でございますが、指名におきましては、要件を充たしていれば指名登録できますが、指名する、しないは、中空知水道企業団指名選考委員会で決定をさせていただいております。以上です。</p> <p>(清水議員挙手)</p>

○議長	清水議員。
○清水議員	<p>企業長にお伺いたしますが、自宅の中でいろんな業務が行われています。インターネットで仕事をされている方もいれば、接客あるいは接客がない場合は、家事用に分類するというような表現がありました。それすらもそれは不公平だろうという方がいらっしやると思います。あるいは看板は掛かっているから見落としているのではないのかと。私たちは業務用なのか、家事用なのか聞くことすら個人情報の問題で返事もらえないわけですから、そういう点であるいは地域活動については非営利で家事の延長だと。しかし、一般のボランティアや生活を補助するみたいなもの以外は全て業務用だということを言われましたがマニュアルはない。こういうことではやはり公平な水道料金業務をやるのというのは、現実に大変だと思います。職員の方も。そういう点でやはりこの業務用、家事用を100パーセントの区分けというのは古くなっている。時代に合わなくなってきている。砂川市の下水道のように業務用、家事用の区別のない、そういったものが私は望まれると思いますが、これからどのような検討をされるのかお伺いしたいと思います。</p> <p>2点目は、1点目の災害復旧できる会社だということはわかるのですが、それはそういう会社の方が私も心強いが、業務は検満量水器の取替業務である。検満量水器の取替えと災害復旧に協力する、しないとは何の関係があるのか。配水管ならわかります。例えば話は別だけれども、例えば一般の事務用品を買う。そのときにその入札するときに災害復旧対応のある会社を優先する。極端かもしれないけどそういう話です。業務とあまりにもかけ離れている。そういう点で私はそういう要件はふさわしくないと思うし、2点目は、私は、率直に聞きたいのですが、加味するというのは、ゼロの場合も指名は有り得るのだということを言っているのですねということですから、できればイエスカノーで答弁をお願いします。以上です。</p> <p>(企業長挙手)</p>
○議長	企業長。
○企業長	<p>最初に私に対するご質問でございますが、確かに時代がいろいろ変わってきていると、私も理解しているところでございます。性善説に基づいていただけでは、やはり難しいという点もあろうかと思っておりますので、今後の検討課題ということにさせていただきます。局内でいろいろと検討させていただきたいと思っております。</p> <p>(植村工務課副主幹挙手)</p>
○議長	植村副主幹。
○植村副主幹	<p>工務課副主幹の植村です。清水議員さんの再々質問の中で、検満業務はどこ業者でもいいのではないのかという質問ですが、検満業務取替業務につきましては、再三おっしゃられていますが、水道施設工事業者に登録している業者ということで決めて、指名しているわけでありまして、前回23社という話がありました。</p>

		<p>たが、その全体を指名することはできません。それともう1点の加味して、ゼロなら指名しないのかというご質問ですが、それについては、先ほども申し上げたように指名選考委員会で決定し、全くゼロではないということでご理解していただきたいと思います。ゼロでもいいのではなく、過去においても指名していることもあります。以上でございます。</p>
○議	長	<p>他に質疑ございますか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>これにて質疑を終結いたします。</p>
○議	長	<p>これより討論に入ります。討論ございますか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。</p>
○議	長	<p>これより、議案第1号を採決いたします。</p>
○議	長	<p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
○議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。</p>
○議	長	<p>日程第6、これより「一般質問」を行いますが、配布しておりますプリントの順に従って行っていただきます。なお、質問は一問一答方式で、15分以内の持ち時間制により、行っていただくことになっておりますので、質問、答弁ともに、要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項に渡らないようご留意願います。</p> <p>(清水議員挙手)</p>
○議	長	<p>清水議員の発言を許します。</p>
○議	長	<p>清水議員。</p>
○清 水 議 員		<p>それでは、通告順に従って質問をいたします。まず1点目です。水道事業経営戦略についてですが、2019年度から10年間の経営戦略が、2月に策定されました。この中で料金収入を維持するために、水道料金の見直しが必要であり、その幅は約6パーセント、時期は2020年度からというものです。そこで、まず1点目、アセットマネジメント計画では、2020年度に13パーセント、2</p>

<p>○議 長</p> <p>○横山営業課長</p>	<p>030年度に22パーセントなどの改定を行うことによって、ようやく最終年度の資金残高がプラスになるという結果になった、としています。このアセットマネジメント計画と経営戦略の整合性について伺います。</p> <p>(横山営業課長挙手)</p> <p>営業課長。</p> <p>1点目の質問にお答えしたいと思います。アセットマネジメントと経営戦略の整合性についてのご質問でございますけれども、アセットマネジメント上は、100年間の長期的な資産の把握と、40年間の財政収支を見通すために、厚生労働省が用意しております簡易版のアセットマネジメント支援ツールというものをを用いて、機械的に算出を行っております。簡易的なツールによる算出ですから、多くの経費は直近の決算値でありました平成27年度決算値の横ばいで、ずっと横ばいの40年間という推計で出したものでございます。本年2月に策定いたしました経営戦略につきましては、アセットマネジメントの今申しました横ばいというような機械的な算出部分を可能な限り詳細に積算するという味付けが1つ、それからアセットマネジメントでは、投資計画、工事ですとか、投資計画のみ反映しておりましたものを発展させまして、財政計画として計画期間中10年間の収入の確保、それから支出の抑制策を講じたという2つのファクターがございます。これによりましてアセットマネジメントにおいては、水道料金13パーセントの引上げと説明させていただいたところを経営戦略では6パーセントの引上げまで圧縮できたということでございます。以上です。</p>
<p>○議 長</p> <p>○清水議員</p>	<p>(清水議員挙手)</p> <p>清水議員。</p> <p>それでは、次に移ります。アセットマネジメント計画についてですが、アセットマネジメント計画では2020年度に13パーセント、2030年度に22パーセント、2040年度に27パーセント、2050年度に30パーセントと4回にわたる料金改定を行い、現在の供給原価と比較すると127.6パーセントの料金値上げを行うことにより、ようやく最終年度の資金残高がプラスという結果になったとまとめています。32年後の料金を試算すると、家事用基本水量7立方メートルでは1,460円が3,323円、これの倍使用した場合の14立方メートルでは7,083円になります。また、業務用の試算では、基本水量15立方メートルで3,672円が8,357円に、倍の30立方メートルでは、現在7,827円が17,814円になります。あまりにも大きな負担増です。前定例会では、このアセットマネジメント計画を公表しない方針を表明いたしました。やはり公表すべきではないのかと思います。その理由は3点あります。1点目は試算タイプ3Cによる試算、今の説明でもありましたように厚生労働省が用意した支援ツールで全国一律にやっている。一律の基準でやっている試算ですからこれを公表しないというのは、公表できないような信用できないものではないと思います。公表してこれは100年計画だからいい加減なものではないのかといわれても、これはお墨付きの計画ですと言えるわけです。2点目は100パーセン</p>

<p>○議長</p>	<p>ト受益者負担。つまり国から1円も入っていません。地方自治体から過去の分はありますが、国からは1円も入っていません。こういう100パーセント利用者が料金を負担する。更に競争相手がいない。こういうことから競争相手がいないければやはり情報開示は通常の何倍もしなければならぬと思います。3つ目はお客様に知る権利がある。私たち議会議員がそれを代表しているのだと言われても、やはり私たちにも分らない専門性がたくさんありますので、この知る権利を考えれば公表すべきだと思います。こういった3つの理由で私は公表すべきだと思いますが考えをお伺いします。</p> <p>(横山営業課長挙手)</p> <p>営業課長。</p>
<p>○横山営業課長</p>	<p>アセットマネジメントの公表についてのご質問でございます。先ほどの答弁でも申し上げました、アセットマネジメントは、簡易支援ツールというものを活用して作成しておりますので、財政収支の見通しとしても機械的にならざるを得ない面がございます。このため、導き出された数値等はあくまでも仮試算の域を超えないものと把握しております。というのも、私ども実際にそれを作業して作っておりますので、非常にわかる部分があります。ですので、こういった形でできたアセットマネジメントをどういうふうにしていくかと私どもも協議した中では、示す場合は一定の説明を行おうということで考えております。こういった性質のものと捉えておりますので、住民の皆さまの代表であります議員の皆さまにお示しさせていただいたときにおいても、議員説明会の場をお借りいたしまして、説明をしっかりと加えた上で報告をさせていただいたところです。このような考えからアセットマネジメントについてはあくまでも内部検討資料ということで位置付けておまして、ホームページ等による公表は考えてございませんのでご理解願いたいと思います。</p> <p>(清水議員挙手)</p> <p>清水議員。</p>
<p>○清水議員</p>	<p>次に移ります。アセットマネジメント計画では、今後100年間に施設、配管を耐用年数ではなく、更新基準で更新する場合の年間の平均額を7.9億円いたしました。総額に占める各費用、労務費だとか、材料費だとか管理費等があると思われませんが、条例で定められておりますけれども、おおまかな割合について伺います。</p> <p>(児玉工務課長挙手)</p> <p>工務課長。</p>
<p>○児玉工務課長</p>	<p>清水議員のご質問に施設、管路における企業団独自の基準で更新する場合の1年間の平均金額7.9億円の費用割合のご質問でございますが、施設及び設備の更新費用に占める割合は全体の約48パーセント、管路における割合は約52パ</p>

	<p>一セントとなっています。なお、施設及び設備の内訳でございますが、建築、土木、電気、機械の4分類にした割合でございますが、建築12パーセント、土木12パーセント、電気設備47パーセント、機械設備29パーセントとなっております。また、配管の更新費用における内訳でございますが、取水導水管、送水管、配水支管に分類した割合でございますが、取水導水管は0.07パーセント、送水管は4.78パーセント、配水支管は95.15パーセントとなっております。以上です。</p> <p>(清水議員挙手)</p>
○議長	清水議員。
○清水議員	<p>私はそういうことを聞いたのではないです。これ、通告ですから、きちっと説明をしたわけですから、こういう答弁が出る必要がなかったですよ。私は材料費、労務費、管理費、こういった仕分けで、これ条例に載っていますよね。何条だったか忘れましたが、企業団の費用はこういったものに分けられていると条例に載っているわけですから、こういう費用を各費用についていくらかで答弁できないのでしょうか。</p> <p>(児玉工務課長挙手)</p>
○議長	工務課長。
○児玉工務課長	<p>清水議員の質問にお答えいたします。材料費、労務費、それから諸経費等の割合を言われていると思われませんが、アセットマネジメントの中では、更新費用の積算根拠につきまして、それぞれの費用などの積上げで積算を行ってはおりません。過年度の工事契約金額、それにデフレーター、物価指数を乗じまして、アセットマネジメントの計画時点での建設工事費に換算いたしました再取得価格を基に算出しておりますので、工事の内訳として労務費、材料費といった費用の割合は出しておりません。以上です。</p> <p>(清水議員挙手)</p>
○議長	清水議員。
○清水議員	<p>それでは次に移ります。導水、送水管の場合、耐震型継手を有するダグタイル鋳鉄管の更新基準は80年、ポリエチレン管や耐震継手を有する硬質塩化ビニル管は50年と、1.6倍長い期間耐久性があります。配水支管ではもっと長くて1.6倍から2倍も長い。ここでこれまでの考え方であれば、ポリエチレン管や硬質塩化ビニル管を使う配水管工事に耐震型継手を有するダグタイル鋳鉄管を使った場合は工事費は何倍になるのか。また、材料費と管に伴う労務費等は単位距離当たりでどのくらい違うのか、また、今後の工事を全て耐震型継手を有するダグタイル鋳鉄管にした場合の効果と問題点について伺います。</p> <p>(児玉工務課長挙手)</p>

○議 長	工務課長。
○児玉工務課長	<p>清水議員の1点目のご質問で、ポリエチレン管、硬質塩化ビニル管の施工をダグタイル鑄鉄管を使用した場合、工事費は何倍になるのかというご質問ですが、アセットマネジメントでは、詳細な積算は行っておりませんが、平成30年度の予算における積算レベルで配水管工事にダグタイル鑄鉄管を使った場合は、硬質塩化ビニル管では約1.6倍、ポリエチレン管では約1.9倍の費用が発生いたします。次に2点目の材料費と労務費における距離当たりの違いのご質問ですが、距離当たりの施工をダグタイル鑄鉄管10メートル当たりに換算いたしますと、硬質塩化ビニル管は16.4メートル、ポリエチレン管は18.6メートルの施工となります。次に3点目の配水管工事を全てダグタイル鑄鉄管にした場合の効果と問題点でございますが、ダグタイル鑄鉄管の効果でございますが、これは強靱性に大変優れており長寿命化が期待できることでございます。問題点につきましては、初期投資による費用が割高となりまして、住民負担の増加になるということが考えられます。以上でございます。</p> <p>(清水議員挙手)</p>
○議 長	清水議員。
○清 水 議 員	<p>例えば、ある工事をしました。そうするとポリエチレン管であれば1億円のものダグタイル鑄鉄管を使うと1.6倍、硬質塩化ビニル管使うと1億円だとしたら、ダグタイル鑄鉄管を使うと1億9,000万円かかると。こういうことですよね。そんなに材料費は1億円と1億9,000万円、1億円の工事ポリエチレン管でやるのと硬質塩化ビニル管でやるのとダグタイル鑄鉄管使うのと9,000万円も本当に違うのですか。材料費はそんなに、そもそも1億円の工事の中のポリエチレン管の材料費とはどれくらいなのか。例えば、それが1,000万円だったとすると硬質塩化ビニル管は1億円するということになる。硬質塩化ビニル管の材料費が1,000万円だとしたら9,000万円多いのだから、1,000万円足す9,000万円ダグタイル鑄鉄管は1億円材料費かかるというそういう答弁ですけれども、確認してよろしいでしょうか。</p> <p>(川本企業局長挙手)</p>
○議 長	局長。
○川本企業局長	<p>材料費にそんなに差があるのかという話ですが、これは先ほど申し上げました平成30年度の予算で試算した結果なのですが、ダグタイル鑄鉄管でいくと10メートル当たり材料費に10万円。ポリ管については10メートル当たり3万円だという計算です。その結果、先ほど言いました材料費、労務費、諸経費を含めた中で硬質塩化ビニル管は1.6倍、ポリエチレン管は1.9倍という試算が出たということでございます。以上です。</p> <p>(清水議員挙手)</p>

○議長	清水議員。
○清水議員	<p>私も勉強しなければならないと思いますので、本会議が終わってから十分にその違いや中身について勉強させていただきたいと思います。それでは次に移ります。今の質問をどうしてしたのかというと、最初高くても一方は50年で工事をやり替えなければならない。一方は80年、100年と持つわけですから100年持つわけですよ。水道施設というのは本当に300年後、500年後、1,000年後を考えて、最低でも300年は将来を見越したことをやらないと、何でもこんな安い管でやって、安い管を入れたから掘り返さなければならないという、そういうことにならないようにということから聞いたということで、清水は何でそんなこと聞くのだということと思われる方も多数いらっしゃると思いますので、一応説明をしておきたいと思います。最後、職員についてですが、まず1点目の構成市町からの派遣職員の平均在籍年数はどの程度か。また、期間についての基本的な考え方について伺います。</p>
○議長	営業課長。
○横山営業課長	<p>職員についての質問の1問目ということでございます。構成市町の派遣職員についてでございますけれども、派遣職員の平均在籍年数、過去5年間、今いる人間は何年という最終年がわかりませんので、過去5年間の平均で申しますと3年11か月でございます。また、派遣職員の派遣期間の考え方ということでございますけれども、基本的には構成市町の人事に委ねられることということになりますけれども、構成市町との協議の中で3年から5年程度を基本的な派遣期間としているところでございます。以上です。</p>
○議長	清水議員。
○清水議員	<p>私はなぜこれを聞いているかということ、これから値上げラッシュに入るわけです。値上げをするかどうかは、これは議会、住民が判断していくことなのですが、しかし、その提案をしていくわけです。そういう中で、例えば企業局長が、今回の川本局長は2年です。その前の高橋局長は1年です。こういうその責任を持つ立場の方が1年で終わる、2年で終わるとするのは果たして、利用者に対して責任を持った経営ができるのかということであれば、やはり私は局長クラスであれば、最低5年はいてもらわないと、責任持てないというように私は思います。他の職種についても、あるいは職階についてもやはり3年というのは短いなど。やはり水道企業団に本当に少しでも効率を良くする、あるいは利用者に安心したサービス、適正なサービスができるようなそういう企業会計も完全な北電、滝川ガスなどと同じような会社だと。会社ではないですけども私はそう思っています。そういうふうに考えますが、企業長の考えをお伺いします。</p>

	(企業長挙手)
○議長	企業長。
○企業長	ただ今の清水議員のご質問でございますけども、おっしゃられたことは私どもも十分検討してまいっております。それは本当に今のままで良いのだろうか、市民の皆さまにサービスを提供する上で、今の企業団のあり方が良いのかということは、常に議論をしてまいったところでございまして、2年、1年というのは、それぞれの事情があったことでもございますし、私も検討させていただいて、全てプロパー化が良いのかと、そういうことを含めて考えて行かなければならないと思っている次第でございまして、十分これからの検討として行っていきたいと思っております。以上です。
	(清水議員挙手)
○議長	清水議員。
○清水議員	それでは最後ですが、2020年度からの会計年度任用職員制度化に向けた基本的な考え方について伺います。
	(横山営業課長挙手)
○議長	営業課長。
○横山営業課長	会計年度任用職員についてのご質問でございます。制度施行につきましては、平成32年の4月1日でありまして、詳細な制度設計につきましても、まだ明らかになっていないところです。前段、去年のうちに通知等はいただいているのですけれども、今後、国や道、こういった機関の詳細な情報提供をいただきながら、また、近隣団体それから構成市町の動向をしっかりと見極めて、当企業団として一番良い形の制度設計を行っていきたいというふうに考えております。
	(清水議員挙手)
○議長	清水議員。
○清水議員	会計年度任用職員についてはですね、いわゆる一般職の非常勤職員、これが全て100パーセントこれに振り替わるわけです。それで特徴としては、フルタイムの場合は期末手当と退職金。また、扶養手当や住宅手当等を出せるということで、収入は場合によっては1.5倍になり、非常に安定した職になるということもあります。企業団は、やはりその非常勤の方、本当にこういう会計を支える大事な仕事をされているわけですから、構成市町が財政理由に、これも実は期末手当だけにするとか、もうフルタイムにしないでパートタイムばかりにすると、こんなことがもしあったら、私はないと思いますけれども、そういう場合でも企業団としては、独自性を持って単純に右に倣えではない、そういう方向で考えるべきだと思いますがお考えをお伺いいたします。

○議 長	(横山営業課長挙手) 営業課長。
○横山営業課長	清水議員からの再質問に対する答弁でございます。確かに企業団は企業団で1つの特別地方公共団体でございます。もちろん企業団として必要であれば違う形でということも考えられますけれども、まずは現時点においては、先ほども申しました、しっかりと国や道と情報提供をいただいて、それから近隣団体、構成市町の動向をまずしっかり見極めたいと思います。その上で適切な判断をしてまいりたいというように思っております。以上です。
○清 水 議 員	終わります。
○議 長	以上を持ちまして清水議員の一般質問を終了いたします。
○議 長	これを持ちまして、一般質問を終了いたします。
○議 長	以上を持ちまして、本定例会に提案されました、議案の審査は全て終了いたしました。
○議 長	これを持ちまして、平成30年第1回中空知広域水道企業団議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会午後3時50分

上記会議録の顛末は誤りがないので、ここに署名する。

中空知広域水道企業団議会 議長

中空知広域水道企業団議会 議員

中空知広域水道企業団議会 議員